

プロフィール

皆さんの周りには戦争体験を話してくれる人はいるでしょうか？

第二次世界大戦終結から70年を迎え、終戦当時20歳の若者も現在は90歳以上となります。仮に身近に戦争経験者がいても、なかなか戦争の話に興味をもって聞いてくれる世代は少なくなっているかもしれません。

それでも間違いなく、戦争体験は体験したすべての人の人生に大きな影響を与えているはずです。あなたの親戚に戦争体験者がいませんか？ 本書で解説している「軍歴証明」を読み解くことで、戦地のことだけでなく戦争全体の物語が見えてきます。また、戦争体験者にとっては自らの経験を子孫に語り継ぐ貴重な資料となります。

私の父は大正14年2月生まれで、終戦の年に戦争へかり出されました。私が子供の頃は父から聞く戦争の話が大好きでした。銃器の取扱いの失敗や、軍内の厳しい生活等を笑い話にして話してくれていたからです。父は終戦後シベリアに抑留されたにもかかわらず無事帰国することができました。父から聞いたシベリアの話は、その寒さと物資の不足に関する話ばかりでした。父が日本に帰ってから、敗戦国にもかかわらず物資が豊富で（けっして豊富なわけではないのですが）驚いたとの感想を持ったそうです。父は近年亡くなりましたが、父の思い出に欠かすことのできない軍歴をもっと知りたいと思ったのが軍歴証明に関わることになったきっかけでした。

一般の人は、「自分の家系は武家の出だ」とか、「江戸時代から伝わる商家の末裔だ」とかの話には興味を示すようです。しかし、家系図を作ってみても、現在では名前や本籍地まではたどれたとしても、何をしていった人物かということは、よほど有名な人物以外はわかりません。

そこで最近、脚光を浴びだしたのが「軍歴証明」です。

“証明”といっても、戸籍などと違って定型的な文書があるわけではありません。戦時に様々な形態で軍に関わったことの記録・資料のことを、総称して「軍歴証明」と呼んでいます。この資料は、ある範囲の親族であれば国に開示を請求することができるのです。

自分が生まれる前に戦死したと聞いている祖父のことなど、悲しみが深く親はあまりその詳細を話したがりなかつたために自分がほとんど知らなかつたような場合でも、記録から何らかの事実が読み取れるかもしれません。火事等で消失した資料は復元のしようがありませんが、運がよければ当時のことが記録として残されているのです。軍人や兵隊として戦争に関わった人ばかりではなく、軍の医療機関で看護師をしていた祖母の記録などというものも見つかるかもしれません。

軍歴証明は、先代・先々代の家族がどのような生き方をしたかを知るための貴重な資料となります。自分の歴史ではありませんが、現代を生きるすべての人にとって有益な資料になることは間違いありません。

最近では核家族化が進み、親戚との行き来が昔のように頻繁ではなくなってきました

す。少し離れた親戚とは会ったこともない、という方も少なくないのではないのでしょうか。そうしたことを背景に、最近は自分たちの祖先を忘れないためにも家系図を作る方が多いと聞いています。家系図と共にそれぞれの先祖の年表を作ってみてください。そして、そこに軍歴証明から明かされる事実を重ね合わせてみてください。戦争に行つた人に限らず、関わる親族の結婚した時期や子供が生まれた時期、様々な人生ドラマが読み取れるかもしれません。足取りを追うツアーなども興味深いものになるでしょう。

先祖の慰霊、家族とのコミュニケーションツール、自らの記念…きっかけはそれぞれです。本書を参考に、是非、軍歴証明の取得に挑戦してください。

平成27年6月

著者

第1章 軍歴証明の基礎知識

1-1 軍歴証明とは …… 12

1-2 軍歴証明がない場合がある …… 13

1-3 どこに請求するの? …… 13

● 陸軍に所属していた方の資料保管 …… 14

● 海軍に所属していた方の資料保管 …… 15

1-4 申請に必要な書類・入手手続き …… 15

1-5 費用はどのくらいかかるの? …… 18

1-6 誰の軍歴証明書が取れるのか? …… 19

1-7 所属が陸軍か海軍かわからない場合はどうしたらよいのか? …… 21

● 故人が残した遺品から手帳や写真などを調べる …… 23



第2章 軍歴証明の申請

■ 「軍歴証明」申請の流れ（フローチャート） …… 30

2-1 軍歴証明の申請概要 …… 31

● 陸軍であった場合の軍歴証明請求 …… 31

● 海軍であった場合の軍歴証明請求 …… 32

● 参考…本籍が「樺太」「千島」の場合、「朝鮮籍」「台湾籍」の場合 …… 33

2-2 申請手続の詳細（陸軍であった場合） …… 34

● 手続きの流れ …… 34

● 各手続きの解説 …… 35

2-3 軍歴証明の申請（海軍であった場合） …… 45

● 手続きの流れ …… 45

● 各手続きの解説 …… 46

2-4 軍歴証明の申請（軍属であった場合） …… 51

- 軍属資料の請求先 …… 52
- A. パターンの請求の流れ …… 53
- A. パターンの各手続きの解説（基本的には軍人の軍歴証明請求と同様） …… 54
- B. パターン、C. パターンの請求の流れ …… 59
- B. パターン、C. パターンの各手続きの解説 …… 60
- 資料がない原因例 …… 64

コラム

軍隊の私的制裁

…… 65

第3章 軍歴証明の見方

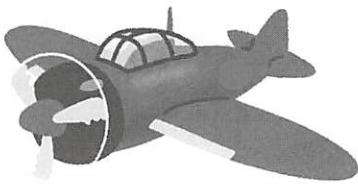
3-1 軍歴証明の見方の基本 …… 68

3-2 陸軍の場合 …… 70

— 軍歴証明書 / 履歴書 / 兵籍（簿）

- 各項目の解説 …… 77

3-3 海軍の場合 …… 78



— 履歴原表 / 部隊略歴

● 各項目の解説 …… 80

● 記載内容の解説 …… 84

● 参考 …… 85

3-4 軍属の場合 …… 85

— 海軍軍属

● 陸軍軍属区分 …… 88

● 海軍軍属区分 …… 90

● 軍人・軍属・准軍属の区別 …… 92

● 参考…船員の場合 …… 95

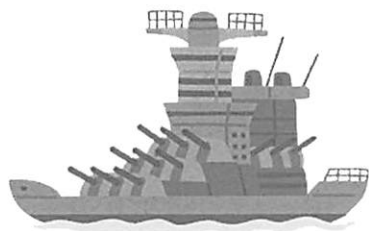
第4章 資料の見方

4-1 資料の見方の基本 …… 100

コラム

戦死の場所

…… 96



4-2 都道府県保管資料 …… 103

— 兵籍（簿）／戦時名簿

● 内容記載例 …… 110

— 戦時名簿（記載）／臨時陸軍軍人（軍属）届①②／事実証明書／証明書
書／病歴書／死亡証書／本籍地名簿①②／除隊召集解除者連名簿

4-3 厚生労働省保管資料 …… 125

● 厚生労働省保管資料 …… 125

— 履歴原表／留守名簿／入院患者名簿／乗船名簿／復員人名表
／佐世保海軍工廠造機部総員名簿／功績調査表

第5章 軍歴証明と資料の活用テクニック

5-1 軍歴証明と資料の活用テクニック …… 136

● 調査の実践 …… 136

● 歴史にかかわった家族を知る …… 137

● 所属部隊、乗組艦船の動きを探るのが力ギ …… 138

- 事例解説 — 調査の実際 …… 139
- 所属部隊についてさらに調査する …… 143

5-2

- 軍歴証明書と資料を活用 …… 146

- 軍歴証明書の行間を資料で補完する …… 146

- 軍事郵便から得られる所属情報 …… 152

- 作戦名の差異 …… 153

- 地名の問題 …… 155

- 部隊の規模も考慮する …… 155

- 現地の気象・地勢も考慮する …… 156

- 検証結果 …… 157

5-3

- 所属部隊の動きを調べる (公的資料) …… 161

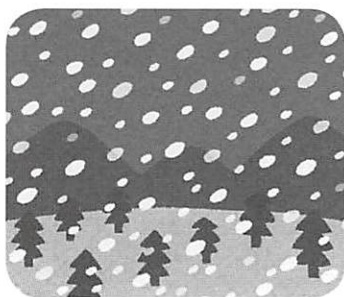
5-4

- 所属部隊の動きを調べる (公的資料以外) …… 167

コラム

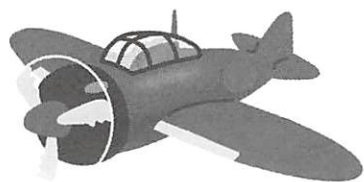
レジェンド「松坂弘」軍曹

…… 170



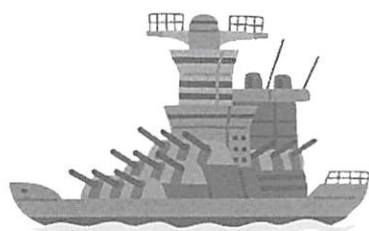
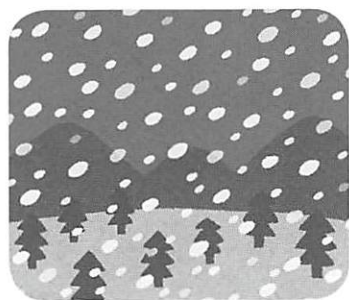
第6章 補完資料

● 陸軍に召集された方の資料	……	174
—— 軍歴確認書		
● ソビエト連邦に抑留された方の資料	……	176
—— 復7名簿 / 身上申告書 / 抑留者カード		
● 軍歴証明の請求書	……	183
—— 厚生労働省用（個人情報開示請求書） / 都道府県用（鹿児島県）		
○ 用語解説	……	186
○ 窓口一覧	……	201
○ 参考文献	……	204



第1章

軍歴証明の基礎知識

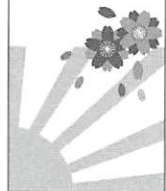


1-1

軍歴証明とは

いわゆる「軍歴証明」とは、日本の軍隊に自ら志願し、または徴兵・召集されたあらゆる方々の記録の総称です。具体的には、①戦没者遺族、傷痍軍人及びその遺族、退職軍人及びその遺族等が国の補償制度としての恩給を請求するときなどに使う、公印の押される正式な証明書で所属や期間を証明するものと、②一般的には公印の押されない資料としての要素の強いものの二通りがあります。

本書で説明するのは後者の「軍歴証明」で、一つの定型様式があるものではなく、旧帝国陸海軍の軍人・軍属の任免、配属、賞罰、傷病、その他進級や昇給等の処遇について記録したものや、軍隊に関わった個人や部隊等の記録についてです。例えば、軍が管理していた「兵籍簿」や「履歴原表」などの写し、都道府県が履歴書形式に編集したものが代表的なものです。



1-2

軍歴証明がない場合がある

もともとは軍が保管していた資料ですが、現在は都道府県や厚生労働省が保管をしています。しかし、すべての資料が現存するわけではありません。輸送途中の紛失、消失、海没や保管場所の火災による消失など想像に難くありませんが、戦争の終期には戦況の悪化による混乱で、部隊からの報告自体がされなかったことや、終戦時の焼却命令に従い、灰になったものも多いです。戦時中とはいえ、基本的には不慮の事故をさけるため地下倉庫に格納するなど、保管には万全を期されていたようです。相対的には、陸軍資料より海軍での資料のほうが保管率はよいようです。

1-3

どうして請求するの？

基本的に陸軍に所属していたか、海軍に所属していたかによって請求先が違います。陸

軍であった方の軍歴証明の請求先は、原則、昭和20年終戦時の本籍所在地の県となります。陸軍軍属のうちの高等文官、従軍文官についての請求先は厚生労働省です。なお、それ以外の陸軍の業務に従事したことがあった方の軍歴資料も厚生労働省にある場合があります。県と厚生労働省とに、別に、または同時に請求することになります。

海軍に所属していた方の軍歴証明の請求先は、厚生労働省です。

以下、陸軍と海軍の資料の保管先が違う来歴を、簡単に説明します。



陸軍に所属していた方の資料保管

第二次世界大戦終戦時までの兵籍及び戦時名簿は、原則として所属部隊が保管していました。外地部隊に所属する者の兵籍は、所属部隊の留守部隊が保管していました。終戦に伴い、各部隊が保管していた兵籍、戦時名簿等は、すべて連隊区司令部に継承されましたが、昭和20年11月30日、陸軍及び連隊区司令部が廃止されたことにより、当時の第一復員省及び地方世話部に引き継がれ、その後地方自治法の施行により兵籍、戦時名簿はそれぞれ各都道府県に移管されました。

留守名簿は、留守部隊において外地に派遣されている部隊（軍人・軍属）の人事記録をまとめ、家族との連絡といった事務的な後方作業を行うために作成されていたもので ↓
 東部軍留守部 ↓ 陸軍留守業務部 ↓ 第一復員省 ↓ 復員庁・厚生省留守業務局
 (部) ↓ 未帰還調査部 ↓ 厚生省・社会援護局という流れで保管されてきています。

旧陸軍に在籍していた将校、高等文官及び一部の雇傭人（工具を含みます）の名簿も厚

生労働省が保管しています。



海軍に所属していた方の資料保管

旧海軍に在籍していた士官（おおむね海軍兵学校、海軍経理学校出身の士官と、鎮守府に在籍していて、海軍少佐となった者）、高等文官等の「奉職履歴」は当時の海軍省が、また、特務士官以下の「履歴原表」は各鎮守府がそれぞれ保管していました。その後、第二復員省及び各地方復員局に引き継がれました。第二復員省は幾度か機構の変革を経て地方復員部となり、地方復員部の廃止により「奉職履歴」及び「履歴原表」は、すべて厚生労働省社会・援護局（当時の引揚援護局）に移管され現在に至っています。

1-4

申請に必要な書類・入手手続き



現在においては、軍隊に関わった本人以外の親族からの請求が多いと思われるので、親族が請求する場合について説明します。なお、本人からの請求であれば、身分証明書のみに請求可能となる所がほとんどです。

・交付申請書の入手

担当の役所のホームページからダウンロードできる場合がありますが、電話等で請求先に連絡してからFAXや郵送での取り寄せをしなければ入手できない場合もあり千差万別です。

どちらにしても最初は役所に電話することから始めましょう。取得の目的によつて區別している場合もあります。

・軍隊に行かれた方と請求する方の関係のわかる戸籍類の取り寄せ

旧軍人軍属本人との親族関係等が証明できる戸籍類が必要になります。場合によっては何通かの取得が必要になる場合もあります。提出の際にはコピーでも認めるところや、原本を返却してくれるところもありますので、最初の連絡の際に確認するとよいと思います。

・除籍

本人の戦時中の本籍を明らかにするために要求するところがあります。厚生省と一部の県で必要とされます。除籍まで求めるような所では、原本を要求されることが多く、ほぼコピーでの申請は認められない傾向にあります。

・身分証明書

交付申請する方の身元を証明するための身分証明書です。運転免許証の写しや健康保険

〈著者略歴〉

栗須 章 充 (くりす あきみつ)

東京都出身、中央大学法学部卒業後法律事務所勤務
平成2年 行政書士事務所を独立開業
事務所HP <http://homepage3.nifty.com/kurisu-office/>
東京都行政書士会世田谷支部所属
世田谷支部長、東京都行政書士会理事を経て
平成21年から平成27年5月迄東京都行政書士会副会長

本書を書くにあたり資料収集並びに情報提供をしてくれた人
野村 和晃 氏
(著者行政書士事務所職員であり即応予備自衛官でもある)

軍歴証明の見方・読み方・とり方 平成27年6月20日 初版発行

検印省略



日本法令®

著者 栗 須 章 充
発行者 青 木 健 次
編集者 鈴 木 潔
印刷所 東 光 整 版 印 刷 社
製本所 国 宝

〒101-0032
東京都千代田区岩本町1丁目2番19号
<http://www.horei.co.jp/>

(営業) TEL 03-6858-6967 Eメール syuppan@horei.co.jp
(通販) TEL 03-6858-6966 Eメール book.order@horei.co.jp
(編集) FAX 03-6858-6957 Eメール tankoubon@horei.co.jp

(バーチャルショップ) <http://www.horei.co.jp/shop>

(お詫びと訂正) <http://www.horei.co.jp/book/owabi.shtml>

※万一、本書の内容に誤記等が判明した場合には、上記「お詫びと訂正」に最新情報を掲載しております。ホームページに掲載されていない内容につきましては、FAXまたはEメールで編集までお問合せください。

- ・乱丁、落丁本は直接弊社出版部へお送りくださればお取替えいたします。
- ・Ⓜ (日本複製権センター委託出版物) 本書の全部または一部を無断で複製複製 (コピー) することは、著作権法上での例外を除き、禁じられています。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

© A. Kurisu 2015. Printed in JAPAN
ISBN 978-4-539-72427-9